

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

弥彦村に影響を及ぼす災害としては、広い範囲に多大な被害を与えることが想定される大規模自然災害として、風水害（洪水災害、土砂災害等）と地震災害が想定される。

①洪水災害

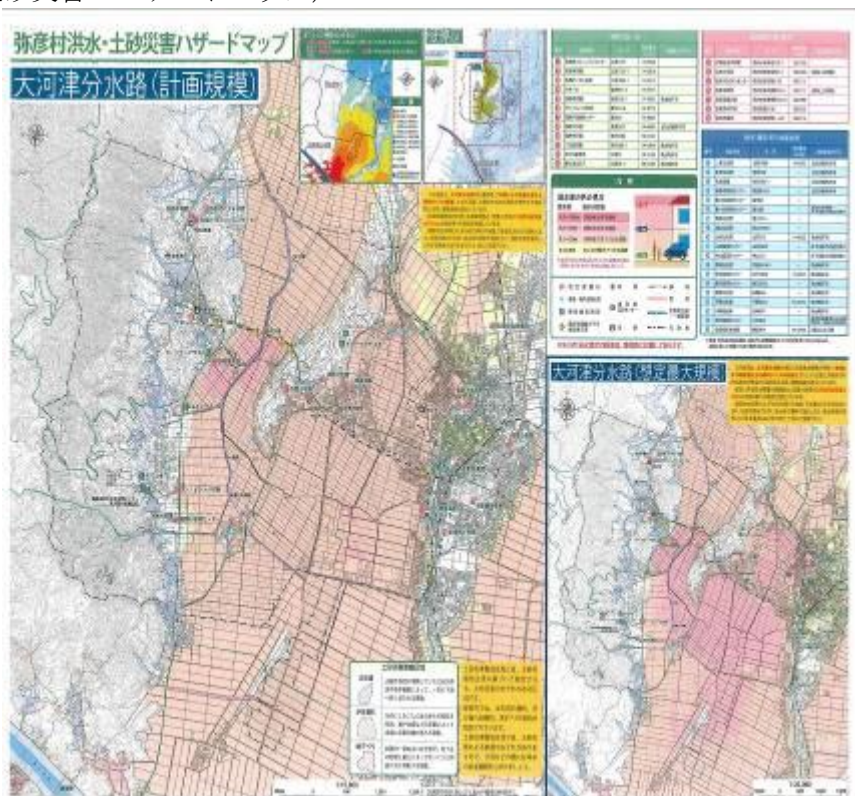
弥彦村は洪水災害に対する保全整備を進めてきており、国営事業による大規模排水施設の整備がなされ降雨による水害は比較的少なくなっているが、弥彦村での降水量が多くなるとも、信濃川上流である長野県や新潟県魚野川流域で大雨が降った際、大河津分水路が決壊し、洪水災害の発生する可能性がある。

弥彦村のハザードマップによると、弥彦村商工会が立地する弥彦地区における浸水被害は予想されていないが、弥彦村役場など村の中心機能や住宅地が集中する矢作地区を中心とした範囲で、0.5m以上の浸水が予想されている。また、製造業の多くが立地する大戸企業団地周辺において、想定最大規模時で最大5mの浸水被害が予想されている。

②土砂災害

弥彦村のハザードマップによると、弥彦地区、上泉地区、観音寺地区、麓地区一帯は土石流やがけ崩れ等の土砂災害が生じる箇所となっているが、旅館業、飲食業、小売業、建設業が集積している。

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)



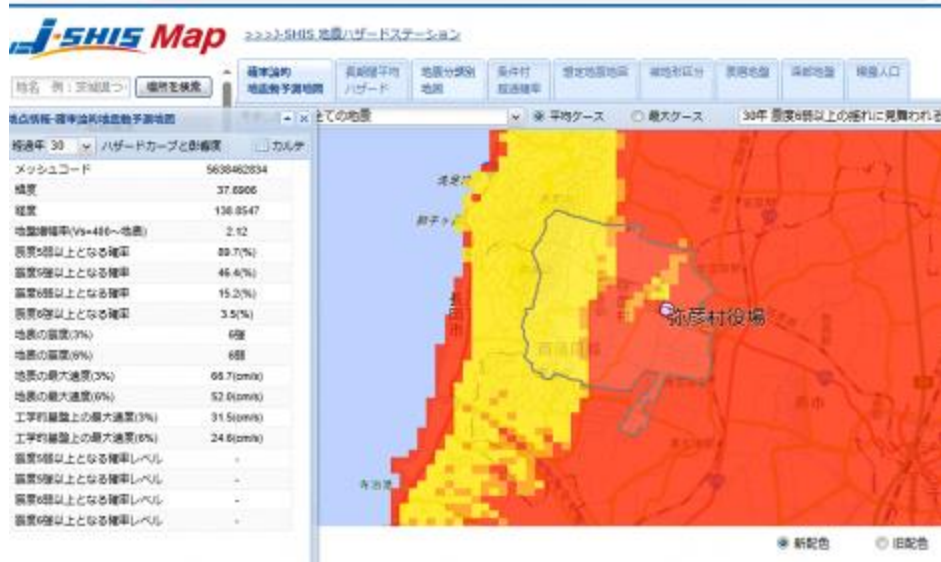
出典：弥彦村「弥彦村洪水・土砂災害ハザードマップ」

③地震災害

弥彦村は過去に新潟地震、中越地震、中越沖地震を経験しているが、直近の地震である令和6年1月の能登半島地震も含め、これまで地震による大きな被害は記録されていない。しかし、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6以上の地震が今後30年間で15%以上の確率で発生すると言われている。

また、弥彦村の液状化ハザードマップによると隣接する燕市吉田との境界を流れる西川沿いの地域の一部において液状化の危険度が4である。

(地震：J-SHIS)



出典：J-SHIS Map 地震ハザードステーション

(液状化ハザードマップ)



出典：弥彦村「弥彦村洪水・土砂災害ハザードマップ」

④その他

弥彦村は海岸線平野部に位置するため、降雪量及び積雪量は県内でも比較的少ない地域であるが、昭和38年1月豪雪など里雪型降雪に見舞われ大きな被害を被った経緯もあり、今後も雪害に対しては警戒する必要がある。

また、防風災害については、昭和36年の第2室戸台風の襲来により、大きな被害を受けており、台風が新潟県を通過した場合には、フェーン現象による火災の危険性が高い。台風の大きさや規模によって風の強さが異なるが、台風が越佐海峡を通過後の吹き返しが特に強く、瞬間最大風速が30m/sを超えた場合には家屋倒壊等が予想されることや冬季間の季節風は台風並の風で長時間吹き続くので注意が必要である。

⑤感染症

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生し、世界的に大きな流行を繰り返している。特に新型コロナウイルス感染症のような感染症については国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、弥彦村においても住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

区分	中小企業		大企業	合計 (商工業者数)
		小規模事業者		
企業数	344人	327人	3人	347人

【業種別内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数
建設	73人	72人
製造	78人	69人
卸売	10人	8人
小売	56人	53人
飲食・宿泊	41人	41人
サービス	74人	72人
その他	15人	12人
合計	347人	327人

(出典：弥彦村商工会商工業者名簿 令和6年3月31日現在)

【事業所の立地状況等】

業種を問わず、いずれの事業者も地域内に広く分散している。

ただし、製造業を中心とした規模の大きい事業者は、大戸工業団地を擁する矢作地区に集中しており、飲食・宿泊業は弥彦地区を中心に分布している。

(3) これまでの取り組み

① 弥彦村の取り組み

- ・ 弥彦村地域防災計画策定
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 防災訓練の実施
- ・ ハザードマップの作成及び周知
- ・ 弥彦マイ・タイムライン（避難行動計画）の配布と作成啓発
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難場所の指定と拡充
- ・ 弥彦村災害時応急給水拠点の制定
- ・ 防災情報の発信（防災行政無線放送、弥彦村防災情報メールの運用）

② 弥彦村商工会の取り組み

- ・ 共済保険の周知
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談窓口の設置
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル策定
- ・ 事業者 BCP の普及啓発

II 課題

- ・ 現状では、自然災害等による緊急時の取り組みに係る弥彦村と弥彦村商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 弥彦村商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる知識やノウハウを有する職員が不足している。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性の周知などが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、弥彦村商工会と弥彦村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また村内において感染症の国内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

弥彦村商工会と弥彦村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・弥彦村が作成したハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や村広報誌、ホームページ等において国・県・村の施策紹介やリスク対策の必要性を周知し、村内事業者によるBCP策定事例やBCP訓練等の取り組み事例を紹介する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症については、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等に講じることを事業者へ啓発するとともに、事業環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の策定

令和6年度に事業継続計画を作成済み（別添）

③関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社、新潟県商工会連合会等に専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険等の紹介を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示及びホームページ掲載依頼、セミナー等の共催

④フォローアップ

弥彦村役場産業部防災むらづくり課と弥彦村商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を必要に応じて設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

大規模な自然災害（震度5以上の地震）が発生したと仮定し、弥彦村と弥彦村商工会との連絡ルートの確認等を行う。（その他訓練は必要に応じて実施する）

（2）発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を確認し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後48時間以内に職員の安否確認を行う
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を弥彦村商工会と弥彦村で共有する）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合には、国、新潟県、弥彦村の方針に基づき弥彦村商工会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・弥彦村商工会と弥彦村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する 等
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。

(災害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

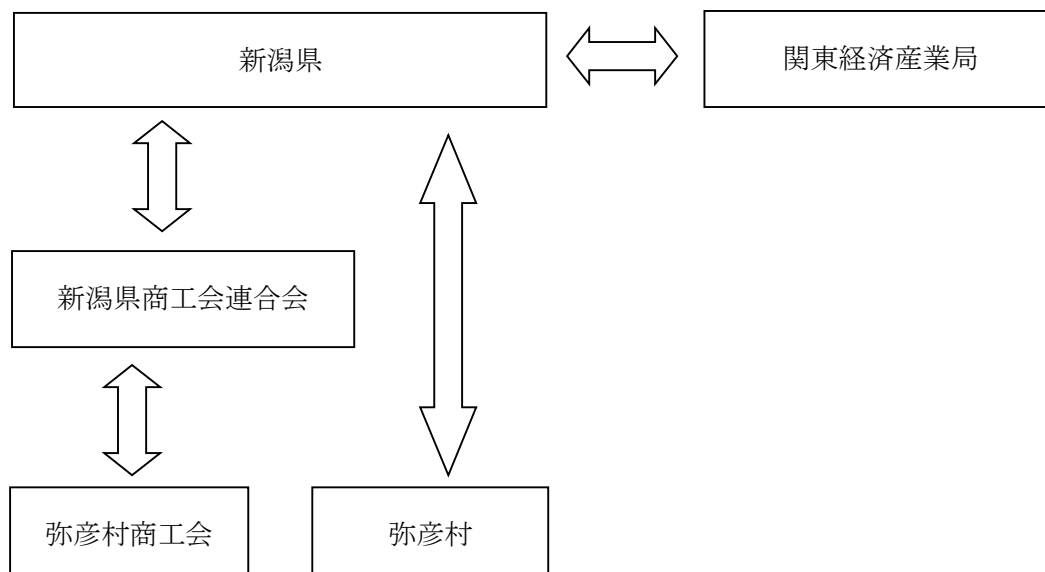
- ・本計画により、弥彦村商工会と弥彦村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に1回共有する。
1週間以降	地区小規模事業者の被害状況に応じて、必要に応じて共有する。

(3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事について決める。
- ・弥彦村商工会と弥彦村は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・弥彦村商工会と弥彦村が共有した情報を、新潟県の指定する方法にて弥彦村商工会又は弥彦村より新潟県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や新潟県等からの情報や方針に基づき、共有した情報を新潟県の指定する方法にて弥彦村商工会又は弥彦村より新潟県へ報告する。

○被害状況報告フロー



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、弥彦村商工会と弥彦村で相談・決定する。(弥彦村商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や新潟県、弥彦村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や新潟県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

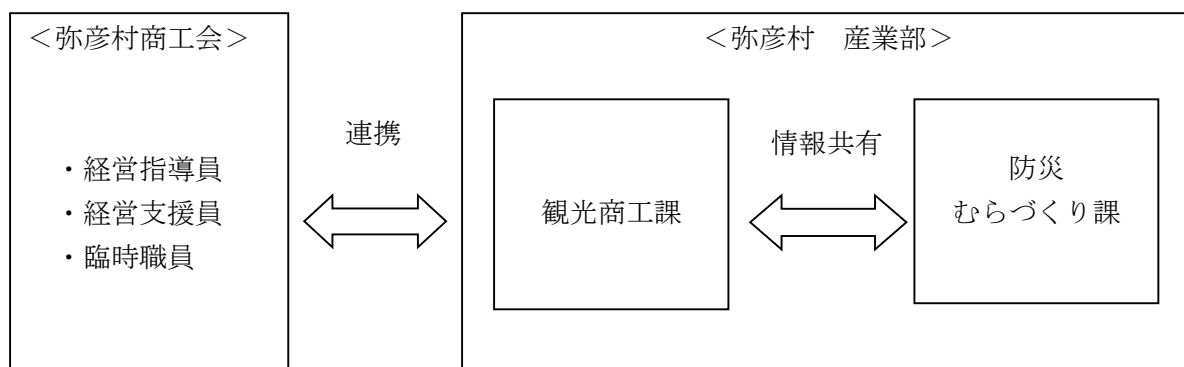
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 齋藤恵里奈 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上行う。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

弥彦村商工会

〒959-0323 新潟県西蒲原郡弥彦村弥彦 2953 番地

TEL:0256-94-2272 / FAX:0256-94-4650

E-mail: yahiko29@sweet.ocn.ne.jp

②関係市町村

弥彦村役場 産業部 観光商工課

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地

TEL:0256-94-1025 / FAX:0256-94-5151

E-mail: kankou@vill.yahiko.niigata.jp

弥彦村役場 産業部 防災むらづくり課

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地

TEL:0256-94-1022 / FAX:0256-94-1024

E-mail: bousai@vill.yahiko.niigata.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【弥彦村商工会】

(単位 円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・ 専門家派遣費用	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
・ セミナー開催費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
・ パンフ・チラシ等作成費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、弥彦村補助金、新潟県補助金、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし